

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年10月12日  
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が10月18日まで延長されました。
- 10月14日から、外国からの空路による入国地点にバリのングライ空港を追加するとされました。
- 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、スラバヤ市及び周辺県市は引き続きレベル3と区分された他、プロボリングゴ県等8県がレベル2からレベル3に引き上げられ、マディウン市がレベル3からレベル2に引き下げられました。

1. 10月4日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を、10月18日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年47号)を発出しました。

2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、スラバヤ市及びその周辺県市(グレスック県、シダルジョ県、モジョケルト県・市、ラモンガン県、バンカラン県)は引き続きレベル3と区分された他、プロボリングゴ県等8県がレベル2からレベル3に引き上げられ、計32県市がレベル3に区分されました。また、マディウン市がレベル3からレベル2に引き下げられ、計5県市がレベル2に区分され、ブリタル市はレベル1に区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:32県市>

クディリ県、グレスック県、サンパン県、ジェンベル県、シダルジョ県、シトウボンド県、スムヌップ県、スラバヤ市、トゥバン県、トゥルンアゲン県、トレンガック県、パスルアン県、パチタン県、パトゥ市、パメカサン県、バンカラン県、ブリタル県、プロボリングゴ県、プロボリングゴ市、ボジョヌゴロ県、ポノロゴ県、ボンドウォソ県、マゲタン県、マディウン県、マラン県、マラン市、モジョケルト県、モジョケルト市、ラモンガン県、ルマジャン県、ンガウイ県、ンガンジュック県

<レベル2:5県市>

クディリ市、ジョンバン県、パスルアン市、バニユワンギ県、マディウン市、

<レベル1:1市>

ブリタル市

3. ジャワ・バリの活動制限レベル3の内容の主な変更点は以下のとおりです。従来の活動制限については、9月21日付け当館お知らせ

( <https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100236359.pdf> )を参照してください。

(1) 12歳未満の保護者同伴でのショッピングモール入店が認められる地域を追加(バンテン州:タンゲラン県、タンゲラン市、南タンゲラン市、西ジャワ州:デポック市、ボゴール県、ボゴール市、ブカシ県、ブカシ市)。

(2) 映画館内の飲食店での店内飲食は、収容率50%まで、飲食時間60分以内で許可。

(3) 運動施設利用の試験的措置として、ジャカルタ首都圏、西ジャワ州バンドン市、中部ジャワ州スマラン市、東ジャワ州スラバヤ市のスポーツジムについて、収容率25%まで、アプリ「Peduli Lindungi」によるスクリーニングの実施等の条件の下、利用を許可。

4. 外国からの空路による入国地点について、スカルノ・ハッタ国際空港及びサム・ラトゥランギ国際空港(北スラウェシ州マナド)に加え、10月14日から、必要な条件を満たすことを前提に、バリのングラライ空港が追加されます。

5. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。引き続き、感染状況等に注意し、緊急性を伴わない移動はできるだけ延期するなど、安全確保に努めてください。(了)